

税務署からコロナ禍の確定申告に関するお願い 令和2年分の確定申告はe-Taxで!!

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

作成コーナー

検索



〈意外と簡単！自宅で申告書作成〉

○国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと**自宅等で確定申告書が作成できます**ので、書面で印刷して送付またはe-Taxで送信(事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

○「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、**ID・パスワードを入力すれば、e-Taxで申告することができます**ので、ぜひご利用ください。

○「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関する質問・相談は、**国税庁ホームページで検索または電話にてお問い合わせ**ください。

おすすめ!



《確定申告等に関する情報は国税庁ホームページをチェック!》

12月まで ▶ 「タックスアンサー」、「税の情報・手続・用紙」をご覧ください。

令和3年1月以降 ▶ 「確定申告特集」をご覧ください。

《作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ》

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901

受付月～金曜日9:00～17:00(祝日および12月29日～1月3日を除く)

《確定申告などに関するお問い合わせ》

真岡税務署 ☎0285(82)2115 (自動音声でご案内します)

還付申告は、確定申告期間前の 申告相談をご利用ください!!

☎真岡税務署 ☎0285(82)2115

自動音声がかかりますので「2」の番号を選択してください。

税務署では、令和2年分の確定申告の相談は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**還付申告の申告相談に限り、確定申告期間前(令和3年2月15日(月)以前)でもお受け**しています。源泉徴収票など申告に必要な書類がお手元に全てそろいましたら、早めの申告にご協力ください。

また、**真岡税務署の確定申告会場は、令和3年1月25日(月)から開設予定**ですが、混雑時には後日の来所をお願いする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、令和3年**1月初旬は、年内と同様に事前予約制を予定**していますので、お越しになる前に確認をお願いします。

初めての住宅ローン控除等は真岡税務署で

以下の場合について、初めての申告は税務署でお願いします。

- ・家の新築、購入、増築、改築などをしてから半年以内にそこに住んでおり、ローンを利用している人
- ・バリアフリー改修工事、省エネ改修工事をしてローンを利用している人



初めての住宅ローン控除等以外で真岡税務署での申告が必要な人

初めての住宅ローン控除等以外で税務署での申告が必要な人は次のとおりです。

- ・青色申告をする人
- ・土地、家屋、株式等の譲渡所得がある人
- ・株式、出資金の配当所得がある人
- ・雑損控除を受ける人
- ・給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ・仮想通貨で所得がある人

